二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域低炭素化案件形成支援事業)交付要綱

制 定 平成30年8月13日環政計発第1808133号

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域低炭素化案件形成支援事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域低炭素化案件形成支援事業)実施要綱(平成30年8月13日付環政計発1808133号)の規定によるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に基づく、都道府県及び市町村が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画(事務事業編)」という。)及び同条第3項に基づく、都道府県及び指定都市等がその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画(以下「地方公共団体実行計画(区域施策編)」という。)に基づく地域の低炭素化事業(再生可能エネルギー導入や省エネルギー推進等)の案件形成の促進や、地方公共団体実行計画の策定・改定及び同計画に基づく取組が困難な市町村に対する支援等の措置を推進するため、高度な専門的知見・経験を有する人材による専門的な助言等の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において地方公共団体に補助することにより、地域における低炭素化を促進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、我が国における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(補助対象となる事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。ただし、既に実施している又は終了している事業、あるいは他の国費の助成を受けて実施している事業については、本事業の補助の対象としない。
 - (1) 地方公共団体実行計画(事務事業編)案件形成支援事業
 - (2) 地方公共団体実行計画(区域施策編)案件形成支援事業
 - (3) 都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、地方公共団体が前条に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、本事業の対象として明確に区分で

きるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(補助割合等)

第5条 この補助金の補助割合等は、別表1に定めるところによる。

(補助金の算定)

- 第6条 この補助金の交付額は、補助対象事業を行うために必要な経費(別表2に定める補助対象経費及び別表3に定める支出科目とその内容に該当する経費)の支出予定額に別表1第2欄の補助割合を乗じて、算出した額の合計とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 前項の交付額の算定に当たって、補助対象事業における仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかではない場合については、この限りでない。

(補助対象者)

第7条 補助金は、補助対象事業を実施する地方公共団体に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付申請手続)

第8条 地方公共団体は、補助金の交付を受けようとするときは様式第1による交付申請 書を環境大臣に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第9条 地方公共団体は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助金の額の変更申請をしようとする場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

- 第10条 環境大臣は、第8条による交付申請書又は前条による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定等を行い、第8条の交付申請に対しては様式第3による交付決定通知書を、前条の変更交付申請に対しては様式第4による変更交付決定通知書を地方公共団体に送付するものとする。
- 2 環境大臣は第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定又は消費税及び消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(標準処理期間)

第11条 環境大臣は、第8条又は第9条に規定する申請書が到着した日から起算して原則 として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 地方公共団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を環境大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

- 第13条 地方公共団体は、次に掲げる事項に該当する場合(補助金の額の変更を伴わない場合に限る。)は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、様式第4による承認を受けなければならない。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第9条に定める手続きによるものとする。
 - (1)補助対象事業に要する経費の配分(別表1に定める事業ごとの経費の配分をいう) を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の20 %以内の変更を除く。
 - (2) 補助対象事業の計画の変更をしようとするとき。ただし、補助金の目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部の変更を除く。
- 2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は 条件を付すことができる。

(契約等)

第14条 地方公共団体は補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業の中止又は廃止)

第15条 地方公共団体は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようと する場合は、様式第6による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第16条 地方公共団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ、当初の完了予定期日(補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後2か月以内である場合は、この限りではない。

(状況報告)

第17条 環境大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた地方公共団体に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

(実績報告)

- 第18条 地方公共団体は、補助対象事業を完了したとき(第15条の規定に基づく事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(事業の廃止の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに前項に準ずる実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第6条第2項ただし書きの定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第19条 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による交付額確定通知書により地方公共団体に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、地方公共団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助対象事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難い場合には、補助金等の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が定める日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第20条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10

による環境大臣あての請求書を作成しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第21条 環境大臣は、第15条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があった 場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取 消し、又は変更することができる。
 - (1) 地方公共団体が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違 反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - (2) 地方公共団体が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 地方公共団体が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) (3) に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、交付した補助金 の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその 命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で 計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 5 前項について、環境大臣の定める期限内に返還がない場合は、第19条第4項の規定を 準用する。

(補助金の経理)

- 第22条 地方公共団体は、補助対象事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確 に区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてお くとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければなら ない。
- 2 地方公共団体は、前項の収支簿その他の証拠書類を補助対象事業の完了の日(補助対象 事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5年間保管しなければならない。
- 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

- 第23条 地方公共団体は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合は、様式第11により速やかに環境大臣に報告しなければならない。なお、環境大臣は報告があった場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の納付については、第19条第3項及び第4項の規定を準用する。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境 大臣が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

別表1 事業区分及び補助割合等

事業区分	補助割合等
1. 地方公共団体実行計画(事務事業編)案件形成支援事業	補助割合:定額(500千円を上限とする) 対象:市町村、特別区、地方公共団体の組合
2. 地方公共団体実行計画(区域施策編)案件形成支援事業	補助割合:定額(500千円を上限とする) 対象:市町村、特別区
	※1及び2の事業を申請する場合は、合わせて500千円を上限とする。
3. 都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業	補助割合:定額(1,000 千円を上限とする) 対象:都道府県

別表 2 補助対象経費

事業を行うために必要な業務費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費並びに雑役務費)及びその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。

別表3 支出科目とその内容

	支出科目	内容
1	諸謝金	講師・専門家等の招聘、資料作成等に対する諸謝金に係る経費をいう。
2	旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう(職員旅費 を除く)。
3	消耗品費	単価が5万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する 経費をいう。
4	印刷製本費	資料等の印刷・複写、製本、写真の現像等に要する経費をいう。

5	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
6	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借等に要する経費をいう。
7	会議費	会議、作業等に要する経費(茶菓、弁当の提供を含む。)をいう。
8	雑役務費	手数料、事業者等に外注して行う調査・検討の実施等、役務の対価として支払う 経費をいう。
9	その他	その他必要な経費で環境大臣が承認した経費をいう。